

令和7年8月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年8月25日（月）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸

2番 楠田 孝夫

6番 増田 京子

7番 高尾 晃

8番 谷村 英里子

9番 村川 浩記

10番 松下 喜光

11番 山口 泰

13番 西 秀敏

14番 川島 博昭

2. 欠席委員

4番 田中 孝喜

5番 田島 正孝

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

6番 増田 京子

7番 高尾 晃

第2 提出議案

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第23号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第24号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第4号 農地改良等届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年8月25日（月） 午前10時30分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和7年8月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務につ
いて、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「6番 増田委員」「7番 高尾委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番
を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 （別紙資料 議案第20号の申請番号1番を朗読し説明する。）
1番の申請ですが、譲渡人が相続により申請地を取得したものの近隣に住ん
でおらず譲渡を検討していたところ、野菜を耕作したい譲受人と思惑が一致さ
れ、今回、農地法第3条の申請をされています。
また、譲受人は申請地に隣接する住宅も併せて購入して本町に居住する準備
をすすめており、今後、草刈機を購入し、野菜を耕作する予定です。譲受人はこ
れまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとありま
す。また、地域のやり方に従うなど周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域
生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 本日は、中尾地区の担当委員である「田中委員」が欠席していますので、副
担当委員である「1番 小林委員」、補足説明がありましたらお願いします。
- 小林委員 はい、1番 小林です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第20号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして**議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第20号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、維持管理が困難であるため、譲渡人が売買を検討していたところ、引き続き耕作をしたい譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農作業に従事しており(現在も作付中)、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

本日は、井石地区の担当委員である「田中委員」が欠席していますので、副担当委員である「2番 楠田委員」、補足説明がありましたらお願いします。

楠田委員

はい、2番 楠田です。事務局の説明とおおりです。現在も申請地で譲受人がスイカ、かぼちゃ、里芋を耕作されており問題はないかと思えます。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第20号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第21号の申請番号1番を朗読し説明する。)

申請地は圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

概要ですが、平成13年頃に転用申請をせずに駐車場を整備され、現在も同目的で使用されております。今回、相続に伴い、敷地内の地目を確認したところ、申請地の地目が畑のままになっていることが判明したものです。正式に駐車場として転用をしたいとのことで県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害や日照、通風等の影響はないものと思われまます。排水計画ですが、雨水は自然流下により排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

永尾地区の担当委員である「1番 小林委員」をお願いします。

小林委員

はい、1番 小林です。事務局の説明とおりで。以前から整備されており駐車場として利用されています。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第21号の申請番号1番は許可することにいたします。

続きまして、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第21号の申請番号2番を朗読し説明する。)

申請地(第3種農地)ですが、昭和47年3月31日付けで二項道路指定となっており、少なくとも平成6年頃には転用申請せずに二項道路として整備し、現在も同目的で使用されています。

町公共事業の有無について確認したところ、少なくとも30年以上前に整備された可能性はあるものの、当時のデータ等残っておらず詳細不明であり、県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

申請農地の種別ですが、農地に接する二項道路に、水管及び下水道管が埋設されており、概ね500m以内に医療機関と教育施設があることから、第3種農地と判断され、転用許可ができる農地となります。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害や日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は自然流下により排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、補足説明ですが、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」が欠席のため省略します。

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第21号の申請番号2番は許可することにいたします。

続きまして、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第21号の申請番号3番を朗読し説明する。)

申請地(第3種農地)ですが、道路幅が4mに満たない道路(建築基準法で2項道路という。)で、実際に2t車が通行しにくいなどの問題があり、道路を確保するため転用の申請をされています。

建築基準法では、幅4m以上の道路に土地が2m以上接していないと建物を建てることのできない規定があります。その場合、道路の中心線から敷地を後退させて道路幅を広くする必要がありますが、申請地が将来的に宅地となる場合があっても対応できるよう、今回、申請地側だけを0.95m後退させる計画となっています。

また、敷地内には西ノ原区画整理地区界を示す石柱が2か所あります。これは事業境界線を意味しますが、位置変更する場合、土地区画整理法による県の許可が必要となります。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.6m行うということですが擁壁を設けて土砂流出等の対策を行うとあります。また、新規に建物を建築しないので日照、通風等の被害は生じないと思われま。なお、雨水の排水は、自然流下する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願ひします

川島会長

それでは、補足説明ですが、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」が欠席のため省略します。

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第21号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第22号を朗読し説明する。)

申請地(第3種農地)ですが、美容室を建設し営業したいとのことで申請をされております。

申請農地は、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、500m以内に教育施設、医療機関があるため、第3種農地と判断され、原則転用許可可能な農地になります。

次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するというので、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋建てで高さを3.65m程度に加減するとあるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。

排水計画ですが、雨水は水路に排水し、汚水や生活雑排水は下水道へ排水する計画となっています。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」をお願いします。

楠田委員

はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

村川委員

申請地より低い位置に里道があり土砂等が流れていかないか不安なのですが、そこらは大丈夫なのでしょうか。

溝上係長

はい。土砂等の流出がないように指導します。

川島会長

それではお諮りします。議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第22号は、許可することにいたします。

続きまして議案第23号「農用地利用集積等促進計画(所有者から農地中間管理機構)の要請について」、及び議案第24号「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第23号について読み上げて説明する。)

今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計77筆で、面積は、合計119,242㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他17名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。

期間はすべて令和7年11月10日からで、10年間の令和17年11月9日までが77筆となっています。

(別紙資料 議案第24号について説明する。)

次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計77筆で、面積は、合計119,242㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん他13名で、種別・利用目的は新規・水田となっています。

期間はすべて令和7年11月10日からで、10年間の令和17年11月9日までが77筆となっています。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第23号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第24号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第23号及び議案第24号については、承認することといたします。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

川島会長

続きますして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第4号「農地改良等届出について」、事務局からの説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 報告第4号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会8月定例総会を閉会します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。